



経営不振で会社を退職。 退職金は支払ってもらえる?

相談者の気持ち

不況で経営が悪化したため2カ月前に会社を辞めました。退職金が支払われるはずでしたが、いまだに支払われません。今後、会社が倒産することも予想されますが、退職金を支払ってもらえるでしょうか?

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』(共著、幻冬舎、2019年)ほか



退職金を支払ってもらえる「権利」がそもそもあるのかという問題と、権利があるとしてそれが「実現」するのかという問題とを分けて考えていきます。

まず「権利」という問題から考えます。会社に「就業規則」や「退職金規程」のように文書化されたものがあり、退職金を支給することが記載されていれば、権利として認められます。こうしたもののが存在せず、退職時の単なる口約束ですと難しいでしょうね。ただし、当初は口約束であってもそれが後日、文書化されていれば権利として認められやすくなります。

次に「実現」という問題を考えてみます。これは、当然ながら前記の「権利」として認められる場合のことです。

原則としては「無い袖」は振れません。したがって、支払い能力が乏しかったり、倒産してしまったりした会社から退職金を支払ってもらうことは極めて難しいと考えられます。

ただし、例外も無くはありません。最も確実なのは、会社が中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度などを利用し、退職金の支払いに備えて従業員ごとに毎月掛け金を納付し

ていた場合です。これらの制度では、会社と契約を結んだ(独)勤労者退職金共済機構が、毎月の掛け金を各従業員の退職金支払いのために管理し、退職した従業員に直接退職金(掛け金月額と掛け金納付月数に応じて法令で定められた金額)を支払います。会社の不況・倒産にかかわりなく、退職金を受け取ることができます。

ただ、中小企業などの場合、こうした制度に加入していることはそれほど多くはないでしょう。そうすると、あまり期待できません。

会社が倒産しても、その倒産が事実上の倒産でなく法的な倒産手続、例えば、破産とか民事再生のように裁判所が関与する手続きの場合、賃金債権(退職金含む)は、ほかの一般債権(例えば、会社の仕入れ物品の代金など)に優先して配当される労働債権とみなされますので、後日ながら支払いが期待できます。

また、倒産などにより賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、未払い賃金の一部を立替払いする「未払賃金立替払制度」というものもあります。厚生労働省のウェブサイト*に立替払いを受けられる要件が掲載されていますので、もし対象となる場合は、最寄りの労働基準監督署に相談するとよいでしょう。

* 厚生労働省「未払賃金立替払制度の概要と実績」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shinsai_rousaihoshouseido/tatekae/index.html